

平成29年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成29年3月7日

午前9時 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	黒崎益範	係長	大塚美季
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	面巻昭男
福祉子ども課長	中原潤	長寿福祉課長	西梶浩司
健康対策課長	北典子	生活環境部長	乾善亮
環境対策課長	栗本公生	住民課長	浦野歩実
都市建設部長	谷口裕司	建設農林課長	上田俊雄
都市整備課長	松岡洋右	下水道課長	寺田良信
上水道課長	井上貴至	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	真弓啓

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） おはようございます。

ちょっと声の調子が悪いので聞きづらいかも知れませんが、よろしくお願ひします。

これから一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

行政業務の委託について、いろいろな観点からお伺ひいたします。

当町では、行政経営の効率化や民間活力のよい部分を活用できることから、さまざまな業務が民間等に委託されています。例えば、学校等の給食調理・洗浄業務の委託や庁舎施設などの清掃業務を初めとする施設管理業務の委託、また、いかるがホールなどの指定管理者への施設管理運営委託、その他には、各種行政計画策定におけるコンサルタントへの委託など多種多様になっていますが、現在の状況と今後の方針について、お伺ひいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 国におきましても、行政サービスのオープン化、アウトソーシングを推進されておりまして、平成27年8月28日付の総務大臣からの通知文、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項についてという通知文がありまして、職務内容が民間と同じものまたは類似する業務は民間委託を進めることという通達がなされているところでございます。

本町におきましても、第4次斑鳩町総合計画の行財政における基本方針におきましては、「さまざまなニーズに対応した組織の編成に務めるとともに、民間活力の活用や町有財産の適切な管理運営を行うなど、効率的・効果的な組織の運用をはかります。また、住民生活に必要な行政サービスの質を将来的にわたり持続させるため、最小の経費で最大の効果があげられるよう、行政運営の効率化をはかります」というふうに定めているところでございます。

また、第4次斑鳩町行政改革大綱の中では、民間企業への事業委託を推進し、無駄の

ない効率的な財政運営を目指すことといたしております。また、同大綱では、民間活力の積極的な活用により公共施設の効率的な運営に努めることも定めているところでございます。

公共サービスに対します住民の皆様へのニーズは多様化また高度化しておりまして、公共サービスの分野に競争の環境を導入することにより、より効率的・効果的に公共サービスを提供することができることを念頭に置きまして、より最大の成果を住民の皆様へ還元することが第一というふうに考えているところでございます。

また、民間委託する場合は、断片的な形で委託すると民間の創意工夫の余地が少なくなるため、類似業務や施設の包括管理を行うことで民間事業者の積極的な参入意欲を引き出すこと、民間委託による官民コストの比較を行い、ライフサイクルコストの視点から算定を行うなど、民間委託をする際の手法も検討する必要があると考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 平成28年8月に総務大臣から民間委託の推進を促す通達があったり、第4次斑鳩町総合計画や行政改革大綱の中でも効率的な運営を定めておられ、民間活力の積極的な活用を検討してこられたことはわかりました。

それでは、具体的に、給食調理・洗浄業務委託や清掃業務などの施設管理業務委託、また指定管理者委託について、委託内容の指示や履行の確認、経費負担、損害賠償はどのようにされているのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 委託業務あるいは指定管理者制度の委託内容の履行の確認、経費等でございます。

委託業務につきましては、学校給食の調理・洗浄を例にご説明をさせていただきたいと思います。

学校給食の調理・洗浄業務の委託内容の指示、履行の確認につきましては、それぞれの業務について、契約条項または仕様書に定められた方法にて教育委員会や学校への報告を義務づけているところでございます。報告の一例といたしましては、日々の従事者数、衛生管理や調理器具の点検、退出時の消灯や閉栓の確認、作業前、作業中、作業後に分けて調理施設にて衛生管理項目の確認を行った結果などを、指定の様式をもって報告をさせているところでございます。

次に、経費負担につきましては、仕様書にて区分を明記しており、その内容といたし

ましては、給食設備や調理機器の購入費、光熱水費、食材費などは発注者が、調理員の  
人件費、福利厚生費、保健衛生費、調理に必要な衣服や調理器具、清掃用具などの消耗  
品購入費などは受注者が、おのこの経費を負担することといたしております。

次に、損害賠償につきましてですが、契約条項におきまして、受注者の責に帰すべき  
事由により発注者または児童その他第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告  
し、受注者の負担において賠償するものと規定をいたしているところでございます。

なお、損害賠償の対象となります食中毒等の給食事故を未然に防止するためにも、学  
校、業者におきまして点検等を行っているところでございまして、まず、調理員からの  
発生防止といたしましては、月2回以上の検便にて病原菌の有無の確認、本人だけでな  
く家族の健康状態を日々チェックして記録しておりまして、指定の様式にて定期的に報  
告をさせているところでございます。また、食材等からの発生防止といたしましては、  
食材の納品時に調理員が賞味期限や製造年月日、品質、鮮度、異物の有無などを確認し、  
検収票にて学校長へ報告をさせているところでございます。

以上のように、学校給食の調理洗浄業務につきましては、発注者、受注者とも各工程  
においてチェックを実施することで、業務内容の適正な履行と給食の安全性の保持に努  
めているところでございます。

次に、指定管理者制度についてでございます。

まず、斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場の管理につきましてござい  
ます。管理施設の使用許可に関する業務、管理施設及び設備等の維持管理に関する業務  
等を本業務の範囲といたしまして、指定管理者基本協定を締結しているところでござい  
ます。また、本業務の細目につきましては、指定管理者業務水準書に定めておりまして、  
観光客に対します案内業務、利用料金の收受、施設の利用申請の受付・許可、施設の維  
持管理及び物品等の販売業務等に関する業務を行っているところでございます。

委託内容の履行確認につきましては基本協定書に定めているところでありまして、年  
度終了後に業務報告書を提出することとなっているところでございますが、業務水準書  
に規定のとおり、指定管理者におきまして、毎月終了後、利用状況報告書を作成し、必  
要であれば町へ報告書を提出するということになっているところでございます。

次に、経費負担につきましては、各業務に伴う諸経費は受託者負担となりますが、1  
件が50万円を超える管理施設の修繕につきましては、発注者が、町ですけれども、実  
施するものとして基本協定書で定めているところでございます。

さらに、損害賠償につきましては、「受注者は、その責めに帰する理由により委託業

務の実施に関し、発注者及び第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない」と基本協定書に定めているところでございます。

次に、斑鳩町文化振興センターの管理につきましてでございます。これも指定管理者制度ですけれども、施設の使用許可に関する業務、施設及び設備等の維持管理に関する業務等を本業務の範囲といたしまして、基本協定書を締結しているところでございます。

また、本業務の細目につきましては業務水準書に定めておりまして、施設の利用申請の受付・許可、利用料金の収受、施設の維持管理等に関する業務を行っているところでございます。

委託内容の履行確認につきましては、先ほどの観光案内所、観光駐車場の管理と同様、基本協定書に定めているところでございまして、年度終了後に業務報告書を提出することとなっておりますが、業務水準書に規定のとおり、指定管理者において、毎月終了後、その利用状況報告書を作成し、必要であれば町へ報告書を提出するということになっております。

次に、経費負担につきましては、各業務に伴う諸経費は受託者負担でございますが、1件が100万円を超える管理施設の修繕につきましては、発注者である町が実施するものとして基本協定書で定めているところでございます。

さらに、損害賠償でございますが、「受注者は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、発注者及び第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない」と基本協定書に定めているところでございます。

以上のように、本町におけます指定管理者制度につきましては、町と指定管理者の密な連携を図りながら、施設の安定的な運営、住民サービスを効果的・効率的に提供しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、回答いただいた施設管理などの業務委託は、住民サービスに直結する内容になっておりますので、安定性、効率性に気をつけて、より効果的なものになるようお願いいたします。

それでは、委託の中でも各行政計画を委託発注する際、どのような基準で入札やプロポーザル方式などを採用しておられるのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 行政計画につきましてはさまざまな分野にわたっていることから、その計画の性質または目的に応じて契約相手の決定方法を変えているところでござ

ございます。

まず、定型的な計画策定業務で汎用的、一般的な技術力等が要求される場合は、価格のみによる競争入札を行っているところでございます。一方、調査分析業務や各種戦略策定業務など企画提案に高度あるいは専門的な技術力や企画力、知識が要求される場合につきましては、プロポーザル方式を採用しているところでございます。

そして、過去のさまざまな行政計画の入札方法につきましては、過去の指名実績や類似業務の受注実績また他市町村での受注実績などを踏まえ、指名競争入札を採用する場が比較的多いところでございます。ほかには、過去に策定した計画の更新や複数年にわたり関連性や連続性のある計画の策定につきましては、経費の削減、業務の円滑かつ適切な履行が期待できる場合におきまして、過去に契約した業者と随意契約を締結する場合もございます。

いずれにいたしても、行政計画は各種施策の基本的方針を示すものでございまして、今後も、各計画内容に応じまして総合的に判断し、発注方式等を決めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 行政計画の業務委託において、競争入札、プロポーザル方式、随意契約、それぞれの平成28年度の具体例をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） まず、競争入札の契約でございます。観光案内サイン配置計画策定業務とバリアフリー基本構想策定準備業務がございまして、ともに指名競争入札による契約を締結をいたしました。

次に、プロポーザル方式の契約でございますが、これにつきましては、観光戦略策定業務がございます。

また、随意契約につきましては、財務書類作成指導・助言業務がございます。この業務は、貸借対照表などの財務処理を作成するための業務であり、公会計に関する専門的知識や本町の固定資産の状況、また、過去の財政状況の推移を十分に把握している必要があるため、業務の連続性の観点から前年の契約相手と随意契約をいたしたところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今回の質問に当たり、行政委託において、今後、委託業務の範囲や内容等を最も効率的・効果的になっているかを定期的に検討していただきたいこと、ま

た、一番注意しなければいけない委託先の選定においては、競争性・透明性を確保していただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、濱議員の一般質問をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） おはようございます。

通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

3点についての質問で、まず、1番目からお聞きしたいと思います。

1番目の質問は、コミュニティバスの運行についてでございます。4つの項目を挙げさせていただいておりますけれども、現在、町のほうでもいろいろなご意見を伺ったり、また、改良の実行をされるとか行っておられますけれども、この長い間、住民の皆さんの願いがかなって2台で運行するようになって、大変喜んでおられます。運行の時間ですとか、それから停留所の新設なども充実されまして、使いよくなったという意見のほか、反面、実際に使ってみての使いにくいというようなご意見もたくさん出ているのが現状でございます。

この事業の本運行までのこれからの動きとかを、まず、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 現在、実証運行を実施しているところでございまして、実際、昨年10月から運行いたしまして、今、住民の皆様のご意見を聞かせていただいております。現在のところは、バス車内におきまして利用者の方々にアンケート調査等を行って、取りまとめをしている最中でございます。

これらによりましてアンケート結果または直接住民の皆様から寄せられるご意見等を勘案する中で、私どもの公共交通会議などに諮る中で、より、本実施に向けまして、便利で皆さんの期待に応え得る運行に、変えるべきところは変えていく、実行していくところは実行していくということで、本実施に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） バスに実際にお乗りの方に車内にてアンケートをとられているということですね。

実際にバスにお乗りになるときに、ステップが高過ぎるので乗りおりがしにくいという、そういう意見が大変たくさん出ているように聞いております。このことについては、先月末に改良されたというふうに聞いておりますけれども、その詳細について、教えていただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 昨年10月の運行開始以降、職員がコミュニティバスの運行状況を知るために体験乗車を行った際にも、一番多くの利用者の方からお聞きしたのが、先ほど質問者おっしゃいましたように、バスの段差が高いということでございました。

こうしたことから、段差を解消するために、2台のバスにそれぞれ、乗りおりの際にバスの下の方から出し入れが可能な可動式のステップを取りつけたところでございます。また、バス車内の1段目、2段目との間のところにも固定式のステップを取りつけてまして、今月、3月の1日から、この可動式、固定式ステップ合わせてつけた状態で運用を開始させていただいたところでございまして、これまで利用者の方にはご不便をおかけしましたが、この点については解消できたものというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） このコミュニティバスですけれども、同様のバスは、他の市町村でも先行して実施されている例はたくさんございます。それと、奈良交通ばかりではなくて、バス自体の車体のメーカーでは、高齢者の方や障害のある方への対応として、各種の対策が検討されておりました。

今の説明にありました可動式というのは、ドアの開閉に連動してステップが、一番下の分が出てくる分だと思っておりますけれども、こういった補助ステップが出てくるという装置は、もう既に20年ほど前から製品化されて、実際に導入されておりました。

斑鳩町では、車体のその附属装置として当初から必要だというような、そういう認識というか、当初からそういったステップが高過ぎるのではないかというような、そういうような検討はされていなかったのでしょうか、お伺いします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） バスを新たに設けたコースを走らせる中で、どのようなバスがいいかというような選定も行ってまいりました。

下から出てくるステップにつきましては、扉と連動しているということではございません。それは扉とは別個に操作をしてステップを出せるという状態になっております。といいますのは、バス停の施設、特に施設によりましてはバス停の近くに縁石等がござ

いまして、そのステップを出すことによってそれが邪魔になってしまうということもありまして、まずはそういういろいろな問題点等々もありながら、その中で一番ベストだろうという最大公約数を見出しながら運行したんですけれども、そういう形でいろいろな、実際に利用するとご不便をかけているというようなお声も聞く中で、改善できることから改善をさせていただこうということで、今回、ステップをつけさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 可動式ということは了解いたしました。別に操作をして、手動というか、引き出すのでなくて、スイッチを入れれば可動で出てくるということですね。それでわかりました。

今、部長もおっしゃいましたけれども、利用者の立場で検証すれば、その車体を見れば、最初からこういったステップが必要ではないかということがちょっと計画の段階では抜け落ちていたのではないかなというふうに私は感じます。そういうところでは、ちょっと町の導入のときの姿勢に疑問を持っております。後で取りつけるという改造するための工程というのにもかかって大変でしたし、当初の計画の段階でそれができなかったというのは、大変残念だと思います。実際には、ステップが改善されて、今、使えるようになりましたけれども、おっしゃったように導入の10月から今までの間は不便なままってということが続いてきたので、それが現実ですので、こういった検討というのはやっぱり計画段階からきちんと検証されるべきだと思っております。

それから、ほかにも、料金の収納装置の使い勝手が悪いってというような声も聞こえております。そのほかにも、役場が起点になっているので、役場から出発してコースを回って役場に帰ってくるというふうな考え方から、一旦役場で、乗っておられる方においていただいて、次のバスの出発時間までしばらく時間があいていると、再度そのバスに乗るときには料金についてもう一度払い直しをしなければならないというような、こういうような意見も聞かれます。

先ほど言いました、一旦おりて次のバスにまた乗りかえというか、乗り直さなければならぬってというようなことも含めまして、利用者からの、今、聞き取りをされている、アンケートをいただいているというようなことですが、実際には乗っておられる方だけにしか、今のところ、そのアンケートの対象はされていないのでしょうか。というのは、いろいろな事情から、前には利用していたけれども今は利用していないという方々の声っていうのも十分に聞いていただく必要があると思います。

現在、今、町が聞いていらっしゃるそういった問題点について、ちょっと教えていただきたいと思います。問題点と思っている点について。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 幾つかご指摘をいただきましたけれども、料金箱の位置につきましては、私どもも何点かお聞きをいたしました。ただ、バスの通路及び座席数を確保する観点から、あの位置につきましては、計画の段階からもバス会社等とも含めて検討をしてみましたが、メンテナンスも含めまして、現状の位置を変更するという事は、現段階では困難な状況でございます。

これにつきましては、もともと、バスの乗りおりの位置からわかりにくいという意見がございましたので、乗りおりの場所に料金箱の位置を示す案内や、運転手から丁寧に説明をするということで対応をさせていただいているところでございます。

いろいろな問題点につきましては、いずれ、実際に利用されて、実証運行している中では、いろいろ出てくるというふうには思っております。それらにつきましてはそれぞれ真摯に受けとめまして、地域公共交通会議にですね、そういう問題点も諮る中で、解決できるところは解決していきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 幾つか問題点も把握されているということで、それは今後の会議の中でということで、もちろんぜひとも改善をしていただきたいと思います。

次に、この同じコミュニティバスの料金についてをお聞きしたいと思います。

せんだって、資料請求に応じて、月別のデータっていうのを議員全部がいただきました。その中で、10月から1月までの利用人数ですとか、料金徴収の分ですとか、そういったことを一覧表でいただきましたが、先ほどもちょっと触れましたけれども、コミュニティバスを利用して行きたいところっていうのが、住民の皆さんの中から、そういった行きたい場所は、町内にやっぱり点在をしています。役場のところに一括してあるとかいうのでなくて、あります。いきいきの里であったりとか、また、生き生きプラザ、それからいかるがホールであったりとか、公民館、そして、お年寄りの方が大変利用されているお風呂のある憩の家、そのほかにも買い物と、何か所かに行きたいという、そういったときに、このバスを何度も乗りかえると、そのたびに100円の使用料を払うということになっております。

事前のアンケートでは、多くの方が、有料でも利用するとの意見が多かったということですが、1か所だけに行っても、往復だったら200円かかるんです。実際に

無料で利用されているときに、100円だったら有料でも乗るかなと思ったけれども、実際に乗ってみれば、1回、行き帰りで200円っていうのは、やっぱり積み重なれば負担感というのが多くなっていると思います。

こういった意見はね、私たち共産党だけでなく、ここにおいでと同僚議員の皆さんにもどんどん聞こえてきている意見だと思います。こういった方の中には、やっぱりいきいきの里に行っていたけれども、それから憩の家のお風呂に毎日のように通っていたけれども、この利用料っていうのがやっぱりかさむので利用を控えているというようなこと、それから、図書館に通って、あそこでゆっくりと本を読んでいたけれども、その利用回数がどうしても少なくなってきたとか、そういったことが意見として出てきています。

この利用者の、例えば先ほど言いましたいきいきの里でありますとか、それから憩の家、それから図書館の利用者数の減少っていうのか、そういったことについては把握されておりますか。わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 現時点で、今、私ども、ちょっと把握して、把握といいますか、調べている中ではですね、このコミュニティバスの乗車されたときの目的地で最も多いのがふれあい交流センター、その次に東老人憩の家、西老人憩の家というふうになっておまして、やはり浴場のある施設が利用目的の上位となっている状況でございます。

これらの利用頻度におけます、アンケートの設問におきましても、平成26年度に実施いたしました無料運行時における利用者アンケートの結果とも比較をいたしましても、ほぼ毎日あるいは週3日から4日コミュニティバスを利用されていると回答された方の割合が減少しているということをお合わせ考えますと、コミュニティバスに乗って浴場のある施設の利用される頻度が一定程度減少しているものというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） すみません、「一定程度減少」と、今、おっしゃったんですか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） そのとおりでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 回数券であったりとか、一部のカードでは割引があるということですけども、やはり先ほど言いましたように、たび重なるというか、日々利用する

と、たとえ1回100円でも複数回の乗りおりということからそれが負担に思うという、そのために外出を控えるというか、少なくなったという方々、こういった方々をまた前と同じようにどンドンと外出もしていただく。そのためには、例えば1日のうちなら何回でも乗りおりできる1日券というようなものを導入してはどうかと思いますが、こういった考えは、いかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 本町のコミュニティバスにおきましては、現金のほか、質問者もおっしゃいましたが、回数券、それからI C O C Aなどの鉄道系のI Cカード、あるいは奈良交通のバスカードのC I - C Aなど、I Cカードが利用が可能となっております。これらI Cカードの利用をされている方が多いという現状でございます。

ご質問のことかと思えますけれども、1日の周遊券あるいは定期券などにつきましては、今後、利用者の方のニーズの状況に応じまして、地域公共交通会議で議論をしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

検討をぜひしていただいて、ぜひとも実現していただきたいと思えます。

コミュニティバスについては、観光においでになる方もご利用いただけたりとか、そういった面では、今、言いましたように、1日券というようなものがあれば、町内のところをしっかりと回っていただけるというようなことで一助になると思えますので、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

次の質問ですけれども、近隣の町なんかとの協力についてということで、質問項目をあげさせていただきます。

安堵町と、それから平群町につきましては、コミュニティバス、運行されております。三郷町では乗り合いの予約制のタクシーが実施されております。

三郷町の、どのような利用の仕方をしているのかという資料を見せていただきますと、三郷町の方、三郷町内だけでなく、その行き先であったりとか乗りおりするところってというのが、王寺駅であるとか、また、斑鳩町のイオンであるとか、それから斑鳩町だけでなく三郷町以外の医療機関に行かれるという方が相当数ございます。斑鳩町からのほうを見ますと、近畿大学の附属病院、東山にあります、そこでありまして、平群の三里のあたりにあります医療機関がたくさん集まっているようなところ、それからいかるがバイパス沿線の商店であるとか、それから斑鳩町はJ Rの法隆寺駅だけですが

れども、近鉄の生駒線へのね、アクセス、これはこちらの斑鳩町からはちょっと行きにくいところでありましてけれども、この近隣の他町のコミュニティバス等の乗り継ぎなどをできれば、少しでも利便性が向上できると思います。

そのような取り組みについては、いかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 三郷町のデマンドタクシーとの連携というのは、それはなかなか難しいところだと思います。

安堵町と平群町には、それぞれ、おっしゃっているようにコミュニティバスが走っておりますが、安堵町につきましては、いわゆる法隆寺駅が結節点となっております。

平群町のコミュニティバスについては、平群町とも、今回、協議を行いました結果、この実証運行の実施に当たりまして、新たに本町のコミュニティバスと平群町のコミュニティバスとの結節点をつくろうということで、龍田北6丁目地内の龍田ネオポリス自治会の集会所の前にあります、バス停の名前で言いますと龍田ネオポリス口というものを新たに設けたところがございます。この龍田ネオポリス口におきまして本町のコミュニティバスから平群町のコミュニティバスに乗り継ぐことで、近鉄竜田川駅などから近鉄線を利用するということが可能でございます。

ただ、当然、私どものバスの時刻、それから平群町のバスの時刻等々、ございます。それぞれの考え方によってつくられております。より利便性を図っていくため協力していくということはもちろんですけれども、当然のことながら相手のあることでもございますので、この実証運行の中でもいろいろご意見をいただく中で、また問題点を洗っていきたいというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 平群町とは一定の話し合いがされてバス停が隣接しているところにできているということで、それも一歩前進だと思います。おっしゃるように時刻が、なかなか合わすというのは大変であろうと思いますけれども、斑鳩町から、今、例にあげましたように、近大病院に行くのに近鉄線に乗りたいという、そういうこととはまた別の観点から、斑鳩町へおいでいただく、近隣の町から、観光であるとか、また、かかるがホールの催し物などにおいでいただくという、そういった参加の促進も図れるというようなことも考えますと、ぜひともその辺のつながりというようなものも、実際、斑鳩町の都合だけではなく、近隣の町村とのお互いのつながりということで、十分に充実を図っていただきたいと思います。と要望させていただきます。

この問題については、以上でございます。

続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。2つ目の質問は、幼児の視力検診についてということで、早期発見、早期治療についてとあげさせていただいております。

子どもさんの目の発達というのは、大体6歳から7歳で大人と同じくらいの大きさになると聞いております。生後の2か月から3か月ぐらいの生まれたての小さい赤ちゃんの視力は大体0.02程度であるのが、2歳から3歳まで大きくなってきますと、目の角膜、水晶体、像が映るところですね、そこがもうほとんど大人と同じくらいの大きくなる。ただ、眼球がまだ小さいために像の結ぶ焦点というのがずれるので、小さい子どもさんっていうのは遠視のような状況であるというふうに聞いています。だんだんとそこからまた大きくなってきて、発達してきて、4歳から5歳ではその遠視っていうのが、だんだん大人に近づいてくるに従って軽い遠視状態になってくると。そして、先ほども言いましたけど、6歳から7歳で大人と同じような眼球に発達をするというふうに、大変子どもさんの発達っていうのは早くて、一遍に、6歳、7歳でもう大人と同じようになるということでございます。

6歳までに見つけて治療しないと大変なことになるっていうのが、皆さんもよくお聞きの弱視という状況でございます。これは、早期発見しないで知らずにいると、その後の治療というか、矯正が大変困難になってくるということでございます。

それで、きょう質問させていただいたんですけども、この弱視というのは、裸眼の視力が0.3以下であって、どんなレンズを持ってきて矯正をしても0.4以上の視力が得られないものを弱視というふうに呼ぶらしいですけれども、これになるというか、発症というのか、この弱視になる原因っていうのはいろいろあるんですけれども、例えばケガをすとか、それから逆まつげがあってそこを刺激しているとか、それから長期間にわたって眼帯をすると、こういうようなことで起こってくるということもあるというふうに聞いております。これの、弱視の発見が早ければ早いほど高い割合で回復をするという、こういうことが報告をされています。

それで、早期発見、早期治療の取り組みについてどのように、今、なっているのか、現況をお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 幼児の視力検査についてのご質問ですが、子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、先ほど申されたように、6歳にはほぼ完成をいたします。しかし、斜視や屈折異常がございまして、目の機能の発達がおくれ、よりよい視力

が得られなくなります。このようなことから、眼科的異常を見つけるためには、早期発見が重要となってまいります。

本町では、母子保健法に基づきまして、疾病の早期発見や視力や聴力の状況、社会性や生活習慣の状況、親子の関係などを確認する機会として、3歳児健診を実施しているところがございます。

3歳児健診では、斜視や弱視、屈折異常に関する眼科的異常を見つけるために視力検査を同時に実施しているところがございます。この検査は、健診案内の通知に視力検査用紙を同封し、健診受診前に家庭で検査を行っていただきます。家庭で検査が行えない場合は、健診時に保健センターで再度検診を行い、視力の状況を確認しているところがございます。

平成27年度の3歳児健診の受診状況は、259人が受診され、受診率は94.2%となっており、このうち2人が視力検査の経過観察となっているところがございます。

また、未受診児に対しましては、保健センターにおきまして家庭での視力検査の状況を把握、確認するとともに、幼稚園や保育園とも連携しながら子どもの発育状況について見守っているところがございます。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

3歳児の健診で一応の検査をしているということですが、先に検査表を送って、家で一応やってみてくださいというようなことですが、子どもさんがあまり小さいと検査自身もちゃんとできない。ある程度意思の疎通がきちんとできて返事もできるという段階で検査が有効であるということですが、家庭で行う場合、子どもさんは、例えば両眼のうち片方がちょっとぐあいが悪くても、実際に物を見ているということについては見えるので、そういったふぐあいの訴えであったりとか、見えにくいとかいうことをきっちりと表現というか、伝えることってというのはなかなか難しいように思います。その表を送って、家でやってみてください、そして、家でできなかった方については保健センターでも行いますよということではなく、できれば保健センターでその検査も行うということをしていただくことによって、先ほど言いましたように、ちょっと不確かな部分というのか、それが解決できてこの早期発見ということにつながると思いますので、ぜひとも、おうちでやってみてくださいというようなことで済ませてしまわないようお願いをしたいところです。

3歳児健診で、今、一連の検査が行われて、先ほど回答にありましたように2人の方が精密検査というか、次の段階の検査を受けられたということですが、先ほど私が述べましたように、その弱視の原因ってというのは、発生の引き金はいつ始まるのかどうか、また、何がそういうことであるのかってというようなことはなかなか確かではないために、3歳児の健診のときには大丈夫だったけれども、その後はどうなのかということも含めまして、その後も常に注意をしていかなければならないということが重要なことだと思います。

この保護者の方の、弱視というか、目の不都合というか、そういった視力の問題点などについて、きちんと、どう留意していけばいいのかとかいうようなこと、そういったことをどのようにされているのか、また、3歳児の健診が終わった後、この視力、眼科の健診についてどうかかわっておられるのか、その辺を教えてくださいたいです。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 健診以降のお話だと思うんですけども、斑鳩町におきましては、保健センターにおきまして、妊娠期から出産期、あるいは子育て期にわたります全ての範囲内、いわゆる切れ目のない範囲内で支援させていただいているところでございます。そうした各種相談あるいは講座等の中で、いわゆる目の健診だけではなく、子どもさん自体の発育や、発達や、そういったものに対して寄り添っていく、そういった形で現在のところ相談等の業務を行っておりますし、今後もさらに充実させていただきましてそういったものに対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） あらゆる機会を通じて、眼科だけでなく全体の観察もしていただくということで、それはもう、ぜひとも続けていただきたい取り組みです。

今の時代は、テレビだけではなくて、パソコンやゲームであったりとか、また、携帯電話とかタブレット等々、デジタル機器が家庭にも本当にたくさん普及をしております。それはもう大人だけでなく、こういった幼児の生活にも相当にかかわっている、そういう時代でございますので、ぜひとも、今ご回答いただきました取り組みっていうのはなお充実させていっていただきたいと思います。

先ほど、家庭で様子を見るとかいうような点について申しあげますと、どのような子どもさんのサインが、視力に問題があるのではないかっていう発見のためのポイントというようなことで、幾つかあります。

1つ目はね、よく転ぶとか、それから物にぶつかる、階段などでつまづくというようなことがあったら要注意と。それから、物を見るときに目を細める。それから、物を見るときに、こう、ちょっと斜めにするというか、顔を傾けるというか、そういうようなしぐさをするとか、それから、目や頭が痛いというような訴えがある。飽きっぽくていらいらしやすいというようなことも1つの目安になるということです。それから、テレビを見るときにどンドン近くへ行って見ようとするという、こういうようなことがあげられています。どれもそれぞれ思い当たるようなところがあったりとかいうと思います。

先ほど言いましたけど、子どもは、見えていれば、自分から見にくいというような訴えっていうのはなかなかできないものでございます。学校に上がって、これから後、勉強でありますとかスポーツばかりではなく、行く行くは職業であったり、いろいろな資格とか、免許とか、そういうところにも弱視っていうのは大変影響が大きいので、ぜひとも早い時期に発見をする取り組みっていうのを強めていただきたいと思います。

3歳児の健診、それから幼稚園とか小学校での検診、ここで異常がなくても、やっぱり常に注意をして見守っていくことが必要であることを、しっかりと健診のときだとか、予防接種のときとか、先ほどおっしゃいましたそういういろいろな折々に伝えていただいて、希望がありましたらいつでも視力検査をできるというようなこともあわせて保護者の方にはしっかりと知らせていただきたいと思います。

この、小さいときの発見がおくれたために、行く行く高齢になったときに転倒の危険率が高くなるというような報告もありますので、ぜひともこの取り組み、続けていただきたいと思います。

続きまして、じゃあ、3番目の質問をさせていただきます。通告書に書かせていただきましたのは、子ども医療費の無料化を高校の卒業までにしてはどうかということで質問をさせていただいております。

ずばり、県の補助の拡大によって、今まで町費で負担をしていた医療費の分を、年齢を上げてぜひとも実現をしていただきたいと思いますので、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） 平成28年8月から子ども医療費の県の補助対象が通院につきましても中学生まで拡大をされております。このときの、県の補助対象が拡大されるときに、県の見解といたしまして、既に助成対象を拡大している市町村にあっては、

補助金額の増によって軽減された一般財源を活用して、それぞれの市町村の実情に応じた子育て支援等に取り組んでいただきたいと、こういった基本的な考え方が県から示されております。

こういったことを受けまして、町といたしましては、子ども医療費の助成につきましては現行の制度を維持してまいりたいと。そして、新たにふえた県の補助金につきましては他の子育て支援施策に活用してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 県での補助金、県の意向としてその他の子育て支援にということですが、どの子育て支援に使うかというのは町に任されているということでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） 他の子育て支援の施策に取り組んでいただきたいということですので、子ども医療費ではなくてほかの子育て支援に活用していただきたいという見解でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） それは強制ではなく、県の意見というふうに捉まえていいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） はい、そのとおりでございます。県の考え方ということでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 高校生っていうのは大人の体に成長するという時期ですけども、体も成長期でとても不安定な状況でありますし、また、精神的にも不調を訴えることも多々見られます。安心して医療を受ける、その保障をすることは大変大事なことでと思います。

これまでの町費での補助を、年齢をスライドさせて、これこそ子育て支援の大きな施策だと思いますので、これはぜひとも充実をしていただきたいと思いますが、他のところに使うというふうに考えておられることは変わりがないのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） 子ども医療費の助成制度につきましては、現制度を維持してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 斑鳩町の、子育て支援も含めましていろいろな福祉政策については、奈良県下でも大変充実をしているということで、斑鳩町に対して、本当に、子育てをするのなら斑鳩町でというふうな言葉もあちらこちらで聞かれることでございます。

医療費の助成っていうのにつきましては、どれだけかかるかわからないという、大変不安のものでございます。ですから、この、高校生までっていう時期まで町費でもってその補助を拡大をさせるということは、町民の皆さんの本当に望んでいるところではないかと思えます。

ぜひとも斑鳩町で、ほかの施策、先んじていろいろやっている、評価できるものの1つに、この高校生までの医療費の助成というものを、無料化を進めていただきたいと要望する次第でございます。

すみません、以前に同僚議員から説明あったときに、財源がないのでということでしたので、できないという回答を私も聞かせていただきましたけども、実際にこの県の制度になって、県からの補助金で町の今まで持ち出していたのがどれだけ活用できるかっていう金額について、教えていただきたいです。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） 当町におきましては、本年度ですね、本年度につきましては約700万円、それから平成29年度においては約1,400万円程度、県補助金がふえるというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 現在の高校生、高校1年から3年までの子どもさんの医療費の無料化補助をしようとしたら、どのぐらいの費用があればできるか、試算できていますか。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） 当町の、今現在15歳から17歳の方につきましては、約800人おられます。この方がどれだけ使われるかというのはちょっとわかりませんが、あくまでも試算ということでしておりますけれども、約1,480万円ぐらいは要るのではないかとこのように試算はしております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） そうしますと、先ほど、県が補助をすることになったために、財源として今まで町費で賄っていた分が、県がするようになったら、この金額であった

ら十分に賄える金額でございますね。それは間違いないですか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 先ほど乾部長申しあげましたように、この財源についてはさまざまな子育て支援に充ててほしいという県の、非常に、要望もありまして、それをする事によって県全体の子育て施策を充実させようということで、県も踏ん切られました。

県の場合は、当然ながら1レセプト500円という、当然、個人負担がございます。斑鳩町は全額無料をやっています。今年度、町長の施政方針にもございます、また、予算参考資料も見ていただいたらわかりますように、新たな子育て支援というものを取り組んでおります。幼稚園における給食の4回、また、学校におけます牛乳の補助金を30円に上げる、また、保健センターでは子育ての一括した相談支援センターを設けるということで施設を整備して、やはりそこへ職員さんも張りつけてまいります。また、妊婦さん、子ども生まれた後においても健診しようということで、そういう施策もやっております。町としては、それらの施策にこの歳入を宛てようていきたいと考えております。

なおかつ、先ほど申しあげましたように県のほうで、近隣でもそうですけども、1レセプト500円取っておられます。ただ、斑鳩町はもう全額無料ということでなっております。これ、例えば1レセプト500円いただきますと、例えば1,000万から2,000万程度の個人の負担、各お母さん方の負担になりますけども、これも子どもさんが今どんどん、斑鳩町、おかげさまで、施政方針にもありますけれども、生まれる子どもさんがふえておられますけども、ふえてくる中でもこの無料化というのは維持していきたいと考えておりますので、これらに、経費に宛てようていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 使うほうのお金にももちろん限りがありますので、その中で、今おっしゃったのは、県の補助金によって浮いた分については、県の意向でもあり、ほかの子育て支援に回すと。その子育て支援のいろいろな策というのも斑鳩町としては大変工夫もしてやっているということですが、町全体の予算から見ると、一部分のところだけでどっちに使うのかでなくて、町の全体の予算としてどこにどれだけ使うのかというのを審議するのが予算の委員会、この議会でございます。ですから、ここだけの金額を見て子育てのところ新しいのをしているというんでなくて、全体としてどういうふうにお金を使うのかというところをしっかりと掘り下げて審議していかなければ

ならないと思っています。今ここでやりとりをしてもこれ以上にはいかないとしたら、しっかりと委員会の中でも深めていきたいと思っています。

町民からの高校生まで広げてほしいという要望は、大変強いものがあります。町民の大いなる、そういう要望っていうことをしっかりと聞き届けていただきたいと思います。

質問終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

10時20分まで休憩します。

(午前10時02分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） おはようございます。

議長のお許しをいただき、通告書に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。最初の質問は、新生児聴覚検査の実施についてであります。

生まれつき聴覚に障害のある先天性難聴の方は、1,000人に1人から2人の割合でいるとされております。早目に補聴器をつけたり適切な指導を受けたりすることで言語発達の面で効果が得られるということです。逆に、発見がおくれると言葉の発達も遅くなり、コミュニケーションに支障を来す可能性があります。新生児聴覚検査を受けた子どもは早期療育に至る確率が受けていない子どもよりも20倍も高くなり、コミュニケーション能力は3倍以上も上昇するという研究結果が出ております。人とのコミュニケーションは孤立を防ぎ、その後の人生を大きく左右をいたします。だからこそ早期発見が重要と言えるのではないのでしょうか。

聴覚障害は、早期に発見される適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声、言語、発達等への影響が最小限に抑えられることから、早期発見、早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要だと思っておりますが、斑鳩町としての認識について、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 新生児の聴覚検査の必要性につきましての町の認識でござ

ございますが、平成27年度の国における調査では、新生児聴覚検査の検査結果を把握している市区町村は68.8%となっております。そのうち要支援児に対する指導援助を行っている市区町村は55.1%となっており、全国的にその取り組みはまだ十分とは言えない状況でございます。

そこで、国では、平成29年度より新たに、聴覚障害の早期発見、早期療育が図られるよう、都道府県に新生児聴覚検査の推進体制を整備し、市区町村への取り組みを支援するため、都道府県に対して補助事業が創設されたところでございます。

このような国の動きを受け、奈良県におきましては、専門医や聾学校教員などの専門家を交えた検討会の設置や、平成25年3月発行の奈良県新生児聴覚スクリーニング検査の手引きの改定、研修会の実施などが予定されているところでございます。

聴覚障害は、早期に発見し、適切な支援を早期に行うことで言語の発達が促進されることから、その早期発見、早期療育を図るために新生児聴覚検査を実施することは大切であると認識しており、本町におきましては、平成28年1月生まれの新生児から、検査の受診状況の把握、指導援助に努めているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

それでは、町として平成28年1月生まれの新生児から検査の受診状況の把握をされているとのことでございますけれども、受診結果の把握状況や検査の啓発等について、今後どのように取り組まれていかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 今後の方向性についてでございますが、本町では、新生児訪問時に新生児聴覚検査の受診状況につきまして、先ほど申しあげましたとおり、平成28年1月生まれから把握しており、96.9%の新生児が受診されている状況でございます。その中で、異常は見られなかったところでございます。

また、検査を受診されなかった理由といたしましては、検査を受ける必要を感じなかった、自費だからといった理由があげられております。そこで、検査を受診されなかった保護者に対しましては、検査の目的を伝えるとともに、実施医療機関の紹介を行っているところでございます。

今後につきましては、国・県の動向にも注視しながら、聴覚障害の早期発見を図るため、母子健康手帳の交付時や両親学級、育児相談等のあらゆる機会を活用いたしまして、妊娠期から新生児聴覚検査の必要性について啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、検査結果が再検査になった場合には、早期に確定診断が得られ、早期療育につながられるよう、関係機関と連携を図りながら支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

これからも新生児聴覚検査の啓発を広く行っていただき、早期発見、早期療育につながっていただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは次に、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進について、お伺いをいたします。

日本を訪れる外国人観光客は、昨年で2,000万人を突破いたしました。2020年には、東京オリンピック、パラリンピックが開催され、斑鳩町にも大勢の外国人の方が訪れると見込まれております。

一方で、2014年度に観光庁が行った平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受け入れ観光整備に関する現状調査結果によりますと、日本を旅行中の外国人が最も困ったことに、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の未整備があげられております。

最初に、観光の観点から質問をさせていただきます。

斑鳩町内でのWi-Fi設置状況について、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 質問者もおっしゃいましたとおり、近年、訪日外国人が増加している中で、Wi-Fi環境の整備を図ることにより、外国人旅行者が快適に、そして安心して観光できるような受け入れ環境の整備というものが必要となってきております。

特に、観光施設や交通施設への整備が求められていることから、本町では、本町の玄関口となっておりますJRの法隆寺駅及び観光情報発信拠点であります斑鳩の里観光案内所、いわゆる法隆寺iセンターでございます、この2か所におきまして地方創生加速化交付金を活用いたしまして整備を行いまして、平成28年の1月16日より供用開始を行っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

それでは、観光の面からですけれども、今後のWi-Fi環境の整備促進へ向けて、

町の認識と整備計画について、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 先ほども申しあげましたとおり、外国人旅行者の受け入れ環境の整備ということから、W i - F i 環境整備は非常に大切だというふうに認識をいたしているところでございます。

今後の整備についてでございますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、この外国人旅行客等の利便を図るため、観光拠点における無料のW i - F i 観光の設置数の目標を3か所と定めておりまして、平成31年度までにあと1か所を整備し、その後においても必要に応じて本町でのW i - F i 環境を拡充してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

次に、防災の観点からお伺いしたいと思います。

災害時の避難所や避難場所となる学校、公民館等の防災拠点等への無料公衆無線LANの整備促進をしていくことについて、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 現在、町内の避難所におきましては、この無料W i - F i の整備を行っているところはございません。

この無料W i - F i の有効性につきましては、災害時に電話回線が集中するため利用できない場合でもインターネットにアクセスしやすいとのことございまして、災害時の情報収集に適しているという認識をいたしているところでございます。

現在、斑鳩町の地域防災計画の見直しを行っているところでございますが、その見直しのポイントといたしまして、情報収集伝達体制の整備、さらに災害広報体制の整備におきまして、災害時における住民の皆様への情報提供体制といたしまして、報道機関を通じた情報提供あるいは広報車による広報等の体制の確立とともに、インターネット、携帯電話等を活用した情報伝達手段の多様化、多重化を図り、情報伝達体制の整備を努めることといたしているところでございます。

このことから、今後におきましても、町内の避難所への無料W i - F i の整備については検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 災害時には、いつも使える固定電話や携帯電話が繋がらない

状況になります。情報を収集し、伝達できなければ、救援活動もままなりません。万が一に備えて、できる限り多くの通信手段を用意しておくことが求められます。

3月11日、東日本大震災では、固定電話や携帯電話が使えない中、SNSによる情報収集や情報の発信が大きな役割を果たしたとのことでございます。また、熊本、大分を中心とした地震でも、湯布院では、観光用に用意されていたWi-Fiのアクセスポイントを無料開放して、防災用に転用されました。Wi-Fi環境の整備促進は、訪日外国観光客のさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献いたしますことから、整備促進に向けて進めていただけますよう、よろしく願いを申し上げます。

最後に子どもの医療費の窓口無料化について、質問をさせていただきます。

斑鳩町では、他に先駆けて少子化対策や子育て支援についてご尽力いただいていることに感謝を申し上げます。

国においては、市町村が行っている子どもの医療費助成について、現物支給化した際、国民健康保険の国保負担金を減額調整するというペナルティーを課してまいりました。

公明党は、これまで、地方議員と国会議員との連携の中での調整を図り、国保減額措置の撤廃に取り組んでまいりました。昨年2月、山口代表が参院本会議でペナルティー撤廃に向けて言及したことを受けて、国では、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で見直しに向けて検討されてまいりました。その検討を踏まえ、12月17日に開催をされました国保基盤強化協議会の場で、塩崎厚生労働大臣から、国の見直し方針が示されました。国の結論は、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については国保の減額調整措置を行わないことにしたいとされております。

こうした状況を踏まえ、公明党奈良県本部議員団として、2月27日に荒井県知事に対し、子どもの窓口無料化に向けて市町村との検討の場を求める要望書を提出いたしました。3月1日には、小城町長に要望書を提出させていただきました。

斑鳩町として、国の見直し方針を受け、町としての認識と見直しへのお考えをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） ただいま質問者もおっしゃいましたように、厚生労働省は、昨年12月17日に開催されました国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議で、地方自治体が子どもの医療費を独自に助成した場合、国保の公費を減額調整する措置について、平成30年度から未就学児への助成は減額調整の対象としないという考え方を示

しております。これは、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえまして、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から未就学児までを対象としたものでございますが、小・中学生の医療費を独自に助成することに対する国保の公費を減額調整する措置は残ることになります。

奈良県におきましては、平成17年8月から、子ども医療費を含む全ての福祉医療費の助成方法につきまして、医療機関で一旦自己負担分をお支払いいただき、後日、助成金を振り込む自動償還方式で統一されております。これは、県や町、広域7町の各医師会や県庁の各歯科医師会や県病院協会、国保連合会などの関係機関との協力を得ながら実施してきているもので、これら関係機関の協力なしでは実施できないもので、奈良県下全市町村が歩調を合わせて実施してきております。

このことから、仮に国保の公費を減額調整する措置の対象とならない未就学児への助成のみを窓口無料化方式に切りかえようとする場合には、改めて県及び県下全市町村並びに県下の各医療機関、医療関係機関や国保連合会等と協議を行い、合意する必要がございますので、すぐに窓口無料化に切りかえるということは難しいものと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 現在、子ども医療費の自動償還払いを行っている県は、岩手県、福井県、長野県、三重県、鹿児島県、沖縄県、奈良県の7県となっております。

斑鳩町におかれましては、子ども医療費の窓口無料化を中学卒業まで拡充することについて、いかがでございましょうか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） 子ども医療費助成の窓口無料化を中学卒業まで拡充することについては、国のこの国保の公費を減額調整する措置の全廃が前提となるというふうを考えております。

また、窓口無料化につきましては、子ども医療費助成を初め、他の福祉医療費の助成方法についても、先ほど答弁いたしましたように、奈良県下全市町村の統一的な実施が必要となってまいります。今回の未就学児に対する国保の公費を減額調整する措置の廃止も、全国知事会、全国市長会、全国町村会からの働きかけもあったことから実現したものと考えております。今後も、これら団体からは引き続いて国に対して年齢制限なしの減額調整措置の廃止を働きかけていかれるものと考えております。

町といたしましても、これら国の動向に注視しながら、また、県に対しても、町村会

を通じまして、減額調整措置の廃止について引き続き要望をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

子どもたちが安心して受診ができますように、県との検討の場を速やかに立ち上げていただき、見直しが行われますように、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

続いて、4番、小村議員の一般質問をお受けいたします。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、一般質問を通告に従ってさせていただきます。

まず初めになんですが、通告書ですね、2番目なんですけれども、2018年より義務化と通告してしまいましたが、2021年からの義務化の間違いでございますので、訂正いたします。

それでは、1つ目の質問をさせていただきます。1つ目は、ICT教育の斑鳩町の現状と今後の方向性についてでございます。

ICT教育には、メリットとデメリットもあるというふうに私自身も思っているところでございます。

デメリットとしては、よくあげられるのが、導入費用のある学校とない学校での教育格差が生じる、文字を書かなくなることへの懸念、VDT症候群への懸念などが言われております。何と言っても町村レベルではですね、なかなか財源の確保が難しく、政府が当初掲げておりました児童生徒に1人1台の情報端末を配備するっていうことはなかなか難しいということは理解をしております。しかし、今後、検討していかなければならない課題であるという認識は、現段階でお持ちいただきたいと思います。

メリットとしては、映像や音声を利用し視覚や聴覚に訴えたり、調べ学習やグループ学習などではアクティブ・ラーニングの観点からも多角的な学習ができる点、特に私は、次の質問項目にあげております英語教育では大きな力を発揮していくのかなと思っております。

現に、大阪の私立学校ではタブレットを全員に配付し、デジタル教科書やさまざまな

アプリを導入している学校があるのですが、好きなときにネイティブの英語の発音が聞け、自分で調べ、またクイズ形式で単語を覚えたり、グループワークの資料をつくることが宿題になっていたりします。また、校務も、時間割や宿題もネット配信で行い、生徒の進捗状況もデータで残る仕組みになっています。教育も、ICTによりこういうふうになるんだなということを感じさせてもらっているところがございます。私たちの世代と次世代は、教育の環境が変わって当たり前だと思います。周りの環境がこんなに変わっているのに、教育だけが変わらないということはおかしいことなんじゃないのかなというふうに思っているところです。

これからの子どもたちは、技術革新のスピードが私たちが生きている時代以上のものになり、それに対応して生きていかなければならない。その現状において、教育も、少しずつですが、変わっていかねばならないのかなと思っております。今すぐ予算づけをしてほしいというようなことではありませんが、重要性は現段階で認識していただき、対応できるようにはしていただきたいと思っております。

まずは、ICT教育について、教育委員会の考え方をお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、るる質問者のほうからご意見等々をいただいたところでございますが、ほぼ同様の答弁になるかもわかりませんが、よろしく申し上げます。

学校現場におけますICT、情報通信技術でございますが、これを活用した教育についてでございます。

このICTにつきましましては、教科指導や学校行事等において、視覚から、また聴覚から直接児童生徒の興味、関心を引くツールとして有効であり、よりわかりやすい授業でありますとか、子どもたちの主体的、協働的な学びを実現できるものであるというふうには認識をしているところでございます。

こうした中で、本町では、各小・中学校に電子黒板を各1台設置しております。また、パソコン教室を整備し、そのパソコン教室で授業を受ける際には、教育用パソコンを小学校におきましては児童2人に対して1台、中学校では生徒1台に対して1台が使用できる環境を整備しております。

また、デジタル教材等を有効に活用するため、平成25年度から、小学校第6学年から順次、毎年、液晶テレビの整備を行ってございまして、平成28年度では小学校第3学年まで整備を終えたところでございます。このテレビ画面に教材等を映し出して利用することでありまして、パソコンの映像をプロジェクターに映写するなど、よりわかり

やすい、興味、関心を引く授業に取り組んでいるところでございます。

一方で、次期学習指導要領におきましても、対話的な学び、深い学び、主体的な学び等々にICTが効果的であるとされているところでございますが、この導入につきましては、学習活動のつながりと学びの広がりを意図した単元の構成の工夫が必要になることとありますとか、初期導入に係ります費用、維持・管理面等の課題もございまして、先進地の事例等も参考に、今後も調査、研究をしていく必要があるというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 必要性については認識いただいているかなというふうに受け取りました。

では、斑鳩町の現状はどうか。文部科学省が教育の情報化の実態等に関する調査結果を公表しておりますが、それに沿って、斑鳩町の状況をお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 平成28年10月に文部科学省が発表いたしました平成27年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果におけるICT環境の整備状況についてでございます。

まず、小学校の状況でございますが、教育用コンピューター1台当たりの児童数では、まず、全国平均が7人、奈良県平均が7.7人、本町は16.9人となっております。次に、普通教室の無線LAN整備率でございますが、これにつきましては、全国平均が86.1%、奈良県平均が64.4%に対しまして、本町は100%の整備率となっております。次に、普通教室の1校当たりの電子黒板整備台数でございますが、これは、全国平均が3.1台、奈良県平均が2.1台、本町は1台となっております。

続きまして、中学校の状況であります。教育用コンピューター1台当たりの生徒数ありますが、全国平均が6.2人、奈良県平均が7.2人、本町は6.1人と全国平均並みとなっております。次に、普通教室の無線LAN整備率であります。これは、全国平均が85.4%、奈良県平均が76.7%に対しまして、本町は100%の整備率となっております。次に、普通教室の1校当たりの電子黒板整備台数でございますが、これ、先ほども言いましたが、全国平均では3台、奈良県平均が1.2台、本町は1台という状況でございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 私、この質問をするに当たって、教育の情報化の実態等に関する

調査結果を数年分読むとですね、いろいろな項目があるのですが、平成25年はほとんどの項目で奈良県は最下位だったんです。その中で、ここ数年、数字が上昇して、真ん中ぐらいになってきているんですけども、県内でも投資が進んでいる学校がふえているのかなというふうに思っているところなんですけれども、今の答弁ですと、小学校の教育用コンピューター、電子黒板については全国平均、奈良県の数字を少し下回っているのかなと、斑鳩町も少しおくられているのかなというところなんですけれども、ちなみに生徒数の規模は違いますが、平群町では、電子黒板ですけれども、普通教室の1校当たりの電子黒板の整備率は3台となっております。今後、こういう分野への投資をしていただきたいなということを要望させていただきます。

また、先進地を調査、研究していただきたいのですが、私としましては、よく言われるタブレットの配備よりも電子黒板が優先されていくべきなのかなと思っております。また、タブレットも教室に数台もしくは図書館に数個置くという段階から始めることで調べ学習につながってくるのかなと思っているところです。

また、一概にタブレットがいいのかというと、そうではないのかなというふうにも思っております。特に今の子は、スマートフォンは使いこなしますがパソコンはあまり使えず、現段階で問題となってきましたのが、大学生や社会人になるときにブラインドタッチなどができない子が出てきております。実際に、私が知っている中学生も、スマートフォンはよく使っておるのですが、パソコンはあまり使ったことがないというのが大半になってきております。将来を考えると、この子どもたちがPCを使って仕事をしていくということが考えられますので、タブレットだけではなくノートPC、タブレット型のPCというようなことも検討が必要なのかなというふうに私は思っております。

何にしてもやはり予算というところで非常にしんどいということは私も認識しておるところなんですけれども、やはり教育が変わっていくという過程で、この教育委員会への予算配分をしっかりと考えていただきたいということを要望しておきます。

何でも予算をつけてくれというわけにはいきませんが、ほかの分野で応益負担、一部負担にしてでも教育に予算をつけるべきだというのが私の思っているところでございます。いま一度、財政課のほうでも検討していただきたいということをお願いいたします。

次に、ICT活用の研修の実施状況について、お聞きいたします。

現在、斑鳩町で教員のICT活用指導力チェックテストについてはどうなっているのかをお聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） ICT活用に向けての研修についてのご質問でございます。

奈良県の教育委員会では、平成27年度から文部科学省の委託を受けましてICT活用学びの推進プロジェクト事業というものを実施しております。これは、ICTを有効に活用し、情報社会に対応できる教育を推進する教員を育成するため、先導的な教育実践の視察でありますとか、外部専門機関と連携した教員の指導力の向上を図る研修を実施しているというものでございます。

この研修内容につきましては、視察研修のほか、所属の学校におけます公開授業形式による実習ですとか、教員を対象とした研修の講師を務めさせるなど、みずからの教育活動にとどまらず、ICTを活用した教育を推進するための研修でありますとか、授業改善等の指導、助言を行うものとなっております。本年度は、奈良県の小・中学校、高等学校の教員19名が選考されておりますが、そのうち、斑鳩東小学校及び斑鳩中学校の教員それぞれ1名が選考をされております。

また、奈良県の教育委員会におきましては、ICT教育指導及び整備を担当する教育委員会事務局職員やICT教育を推進する立場にいる教員等を対象にした連絡会を開催をしております、当町からも担当職員が参加しており、ICT整備や活用事例等の紹介を行うなど、学校教育の情報化の推進に向けた取り組みを行っているところでございます。

また、文部科学省が毎年学年末に行っております教員のICT活用指導力調査におけます教員のICT活用指導力チェックリストというものがございますが、当町の小学校、中学校においても活用をしております、これの活用によりまして、振り返りでありませうとか改善すべき点が明確になることから、今後も定期的に活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ICT活用チェックテストのほうも活用いただいているということですので、結果を見て、教育委員会にはより現場を把握していただき、必要性の高いものから予算づけをいただきたいと思います。

ICTを活用することにより、子どもたちだけではなく、教員の授業準備なども軽減されるケースもあります。その点でも、ICTは今後地方自治体に広まっていくことが予想されます。今後のICTの波にしっかりと乗れるような準備を、予算のハード面と扱う人のソフト面、両方からアプローチをお願いいたしまして、2つ目の質問であります英語教育の準備について、お尋ねいたします。

それでは、2021年から英語教育が小学校3年、4年生でも外国語活動が義務化されるということになり、また、小学校5年生、6年生では教科化されます。国のほうで決定だけして、県のほうにもほとんど何もおりてきていないというような状態であるというふうに私自身はお聞きしていますが、小学校の先生方にはまた負担がふえるなど、懸念や英語を教えることについての不安なども出てきているのかなと思います。

こういった状況の中で、斑鳩町の現在の準備状況をお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 文部科学省におかれては、去る2月の14日、新しい学習指導要領の改訂案を公表されたところであります。その中で、小学校の英語でございますが、現在は第5学年、第6学年で年間35単位時間の外国語活動として必修となっておりますが、これは評価の対象にはなっていないというところであります。

その外国語活動が、今、紹介されましたように、平成32年度から小学校第5学年、第6学年につきましては、今現在35単位が、年間70単位時間の英語が今度は教科化されると、教科化され、評価の対象にもなるということでございます。また、同じ平成32年度から、小学校第3学年、第4学年に、今まで年間35単位の単位時間の外国語活動が導入されると、今まで5年、6年がやっているところを3年、4年になるということでございます。

なお、それに先立ちまして、平成30年度からは移行期間として各学校の判断で教育委課程の全部または一部を先行実施することができることとなっているという内容でございます。また、指導内容でございますが、小学校の第3学年、第4学年から外国語活動を開始し、音声になれ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養い、第5学年、第6学年では、身近なことについて、基本的な表現によって聞く・話すに加えて、積極的に読む・書くといった態度の育成を含めたコミュニケーション能力の基礎を養うこととされております。

次に、この小学校での英語の教科化等への対応でございますが、円滑な実施に向けましては、教員の養成、採用、研修及び外部人材の活用支援等により専門性を一層重視した指導体制を構築することが必要であることから、奈良県の教育委員会において今後検討を重ねていくというふうに聞いております。その上で、専門性を有する中核教員、専科指導に当たる教員等の各校への配置がなされ、外国語教育の授業準備や校内研修の運営、そして教科指導が可能になるものというふうにも聞いております。

現時点におきましては、先ほどご紹介もありましたように、文部科学省及び奈良県教

育委員会において具体的な対応策等々については示されていない中ではございますが、斑鳩町では、去る2月の28日に校長会を開催いたしまして、このことにつきまして、平成32年度からの本格実施あるいはそれまでの先行実施に向けて当町の教育委員会と各小・中学校が課題を共通認識するとともに、現体制の中でできる取り組みを、今後、検討していくこととしております。

また、本町におきましては、早い時期から外国人英語指導助手を小学校に派遣するとともに、小中連携教育に取り組み、中学校の英語教員が小学校で英語の体験授業を行ったり、低学年からALTによる英会話活動を行うなど、英語の教科化等に向けて先駆けた取り組みを実施をしているところでございます。

今後も引き続きましてそうした取り組みを継続するとともに、町教育委員会と小学校、中学校が連携をしながら計画的かつ具体的な取り組みを展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 上からまだ方針等しかおりにきていないような段階で準備していただいているということに安心をいたしました。また、できれば、平成30年からの移行期間ですが、県の方針もあるかと思いますが、早期に実現していただきたいなというふうに私は思っております。

また、今、文科省のほうでされている議論といたしましては、やはりリスニングとスピーキングテストを重視したいというような内容で議論されております。現在の小学生、中学生は現行のセンター試験のテストとは違うようなテストになるというような議論がされておまして、リスニングの配点がすごく高くなり、スピーキングテストを導入する、その際、今の現行のセンター試験の形ではできないため、現在、既にスピーキングテストを実施している英検などに外部委託になってくるのではないかと、現在、教育の業界の中では言われております。この点、英検など外部のものを利用し、英検3級合格や英検4級合格などは中学校の生徒に求められる、教育の数値化の議論も出てこようかなというところだと思っております。

また、観光の接点からですと、私たちは法隆寺のあるまちに住んでいるわけですから、これからも観光に力を入れてもらい、外国人観光客もふえていくようにする中で、斑鳩町だからこそできる取り組みとして、現在、中学生で行われております英語での外国人観光客案内等をされているというふうにお聞きしているんですけども、こちらもしっかりと力を入れていただき、斑鳩町ならではの英語教育というのができるのではないかと

など思っているところでございます。

最後にですね、教育の分野も、上のほうが決めて、それが県・市町村におりてきて、振り回される部分もあるかと思えます。あると思えますが、やらないといけない。やるなら前向きに考えて、斑鳩町ならではの取り組みや斑鳩町が率先して成果を出すような動きをしていただきたい。今後もですね、近隣の市町村のモデルとなっていいただきたいなということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、4番、小村議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は、午前9時から予算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時59分 散会）